

令和2年第2回尾張北部環境組合議会
全 員 協 議 会 会 議 録

開催日時 令和2年4月8日（水曜日） 午前10時00分から午前11時02分まで

議題

- 1 公害防止協定書について
- 2 中部電力接続検討について
- 3 事業者選定について

その他事項

出席議員（12名）

第1番	水野 正光 君	第2番	大沢 秀教 君
第3番	大井 雅雄 君	第4番	河合 正猛 君
第5番	鈴木 貢 君	第6番	堀 元 君
第7番	齊木 一三 君	第8番	丹羽 勉 君
第9番	丹羽 孝 君	第10番	高木 義道 君
第11番	市橋 茂機 君	第12番	和田 佳活 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書記長	松山 和巳 君	書記	江幡 直利 君
-----	---------	----	---------

説明のため出席した者の職・氏名

管理者	澤田 和延 君	副管理者	山田 拓郎 君
副管理者	鈴木 雅博 君	副管理者	千田 勝隆 君
会計管理者	今枝 直之 君	犬山市経済環境部長	永井 恵三 君
犬山市環境課長	高木 衛 君	江南市経済環境部長	阿部 一郎 君
江南市環境課長	牛尾 和司 君	大口町まちづくり部長	水野 真澄 君
大口町環境対策室長	岩田 雄治 君	扶桑町産業建設部長	澤木 俊彦 君
扶桑町産業環境課長	村田 武司 君	事務局長	坪内 俊宣 君
総務課主幹	日比野正樹 君	総務課主査	上條 靖之 君
総務課主査	杉浦 健浩 君		

議事の経過

(午前10時00分 開会)

事項	内容	意見等
<p>議題1 公害防止協定書について</p>	<p>【議題1】 公害防止協定書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尾張北部環境組合では、周辺環境への影響を低減するため、法令遵守とともに、環境に配慮した方策を検討し、地元区と公害防止協定を締結するとともに、施設の供用開始後は協定の履行を確認するための組織、公害防止委員会を設置したいと考えている。昨年度から地元6地区の正副区長や学識者、2市2町の担当部長が公害防止準備委員会に参加しており、主に排ガスの排出などの自主規制値について協議をした。 ・資料1は、公害防止準備委員会から組合管理者宛に提出された5回にわたり検討をした結果報告の写しである。別紙1と別紙2は、提出された委員会全会一致で了承された自主規制値の案と協定書の案である。 ・別紙1は、特に排ガスの自主規制値については県内でも極めて低公害の施設としての操業を求めていく内容となっており、例えばダイオキシン類は法規制値の10分の1となっている。 ・別紙2の協定書の文案については、前回2月の全員協議会で説明しているよ 	<ul style="list-style-type: none"> ・今月中に締結とスケジュールに書いてあるが、具体的にはどこの地区といつ頃やるという、細かいスケジュールは出ているのか。 <p style="text-align: center;">(10番 高木義道君)</p> <p>→本日の全員協議会で説明した後、今週金曜日に扶桑3区の正副区長に集まってもらい締結をする。来週16日には江南3区の正副区長にも集まってもらい締結する。6地区合同が一番よかったが、日程の調整ということもあり、内容は同じだが、扶桑地区と江南地区で分けて、調印することを考えている。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→了解した。</p> <p style="text-align: center;">(10番 高木義道君)</p>

	<p>うに、江南丹羽環境管理組合の現在の協定書を参考にし、そこに他の組合の協定の項目を幾つか追加した内容となっている。委員会では、文言の整理などの意見はあったが、条文の趣旨を変更するような意見はなかった。</p> <p>・事務局としては、自主規制値を含め、委員会で議論をした内容で協定書を締結したいと考えている。また、今月中には協定を各地元区と締結し、これらの自主規制値について、予定している事業者募集の公告内容にも反映、盛り込んでいきたいと考えている。</p>	
<p>議題2 中部電力接続 検討について</p>	<p>【議題2】中部電力接続検討について</p> <p>・新ごみ処理施設で生じる余熱については、効率を考え、発電及び温水等の場内利用を優先して考え、場外の利用については、現時点では供給先が近隣にないことから、売電による発電の場外利用を優先するとしてきた。一連のごみ処理の中で生まれる余剰電力を売電する場合、組合としてどのような対策が必要かなど、接続に関して技術的な検討を中部電力に検討してもらい、3月末に接続検討申込みに対する回答文書があった。その中で、接続は現在可能という回答をもらった。回答書は技術的な内容も多いことなどから、資料2では組合が負担しなければならない工事への負担金、工事完了までのスケジュールについて報告をする。</p>	<p>・前の議会、それから全協等で私が意見を言っておいた。その中で、売電について、中部電力で決定したかのような説明であったが、私が言った関西電力、関東電力、いろいろ連携電力会社がある。そこでも売電はできる。同時に、もう一つ、新しい電気を買ってもらえる施設。例えばこの前言ったのは、すいとぴあ等で電気を買ってもらえるような形の組織をつくるならば、そこに買ってもらえる。そういう意見を再三再四にわたって言ってきた。二、三日前にも私は言ったが検討したか。それとも私の意見は完全に無視されたのか。</p> <p style="text-align: right;">(6番 堀元君)</p> <p>→検討した結果、今一番の売電先</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費の負担金概算は6億2,000万円が示されている。その内訳は架空送電線工事、鉄塔を建てて、電線をつなぐ工事に6億円ぐらいかかるということで検討結果をもらっている。 ・ 2は、工事完了までのスケジュールである。今回示された工事費や工期は概算であり、正式な接続契約の申込み後、正確な負担金額、工期が示される。表では③の接続契約に向けての検討になるが、それにはさらに6か月から9か月程度かかるとのことである。中部電力に工事費負担金の支払い後、中部電力側が工事着手となり、工期はおおむね3年1か月となっている。 ・ 3は、売電した場合の20年間での収支試算例である。例であるが、協力してもらったプラントメーカーからヒアリングした参考数値を平均化したものである。①から③は支出の部分で、①は発電に関する機器の増額で、交付金を差引きして5億8,500万円、②の発電設備の運営費、20年間で13億8,600万円、工事費負担金で6億2,000万円。ここまでで約26億、20年間でかかるという試算をした。入の部分としては、④売電収入、20年間で49億2,000万円と見込んだ。収入の④から、①から③を差し引 	<p>は中部電力が想定されている。</p> <p style="text-align: right;">(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→どこどこを検討したか。</p> <p style="text-align: right;">(6番 堀元君)</p> <p>→F I T制度においては、当地域では中部電力しか買取り先がない。関西電力でもないし、東京電力でもない。F I T制度を利用する以上は、中部電力が買取り先になる。その点からいって、まず有利なところが現れない限りはF I T制度を使っていく。そうすると、売り先は中部電力におのずとようになってくる。</p> <p style="text-align: right;">(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→私が言ったように、関東電力や関西電力のみでなくても全国に300社程度ある。名古屋市か愛知県だったが、あそこは関西電力が電気を供給している。そういう事例があるから、きちっと調べてほしいと言っておいた。それを中部電力に限定するのは、議員の意見を無視されているように思えて仕方がない。中部電力でいいならいいということなぜ説明をされないのか。きちっと説明したか。この説明は中部電力ありきである。それで進めているのではないか。</p> <p style="text-align: right;">(6番 堀元君)</p> <p>→全国に今、小売電気事業者は</p>
--	--	--

	<p>くと、20年間で23億2,800万円と試算した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も当地域の送配電事業者である中部電力への系統連携接続を進め、資源エネルギー庁の固定価格買取制度、F I T制度を利用し、安定的に、長期的に組合収入として歳入したいと考えている。今後、F I T制度よりも好条件の買取先が出てきた場合は、より有利なところへ乗り換え、売電していくことになると思うが、それまでは、現時点で一番安定的、長期的に固定価格で買い取ってもらえるF I T制度を使うことを前提に事務を進めたいと考えている。 	<p>600以上あるが、2017年以降、F I T法で買い取れるのは一般送配電事業者、いわゆる中電とか東京電力とか関西電力ということである。以前はそういった300、今現在は600ある、そういう事業者も買い取れることもあったが、2017年4月以降は一般送配電事業者に限られるという法改正があった。その中で当地域は中部電力という形になるので、F I T制度に代わるより有利な買取先がない現状ではF I T制度を使っていくという前提で事務を進めていきたいということ为先ほど言った。中部電力ありきということではない。接続検討については、当地域は中部電力の系統に接続しなければその後の売電もできないので、中部電力に接続検討をお願いしている。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→今の説明だと、中部電力ありきである。その前の段階で、議会で意見を述べていた。それを完全に無視されたということか、どうなのか。</p> <p style="text-align: center;">(6番 堀元君)</p> <p>→組合にとって今一番何が有利かを考え、安定的に、長期的に組合の歳入が確保できる方法は何</p>
--	--	---

		<p>かという視点で、まずは中部電力に接続検討の調査をしてもらった。その上で、売り先はまだ決めていないが、もしFIT制度でやるのであれば中部電力1社になってしまうという法律的なところもあるという説明をしている。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→そういうことで進めているということならば、こういう説明を、今日の説明をする前に全協でも開いて、前の段階の協議をしてもらわなければいけない。</p> <p>(4番 河合正猛君)</p> <p>→今回、中部電力に接続検討をしてもらうことは、昨年10月の定例会で補正予算を上げて、追加で承認を得て、中部電力に依頼し、その結果が3月26日にでたので、直近の全協ということで本日の説明となった。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→話が、議会の意見として、議員として言ったが、そういう点について、最短で、これも中部電力ということになっている。電力会社ならいいが、中部電力へと書いてある。これは違うのか。</p> <p>(6番 堀元君)</p> <p>→接続については中部電力の系統に接続せざるを得ない。買取り</p>
--	--	---

先は全国に600あるが、まず地元の中部電力の接続に入ってから、売り先はその後のことであり、まず接続可能かということを経済産業省で承認を得て、中部電力に検討を依頼している。それで、現段階では接続可能である。実際はもっと細かい検討結果が出ているが、そういうことで、中部電力に売るということを前提に全て進めているというわけではない。

(事務局長 坪内俊宣君)

→中部電力の線とか電柱とかそういうものを使う可能性があるから、これは中部電力ならば仕方ないが、国のいわゆる環境省の制度で売電する場合、分かりやすく説明しますと、すいとびあに電力会社があったとする。そこまでの接続の線とかそういうものは国が出してくれる。ここに資料もあるが、半径2キロまでは国が出してくれる、中部電力は関係なくて。そういうことを勉強したか。

(6番 堀元君)

→いわゆる自営線というものだと思う。それに対して2分の1のお金が国からという支援もあるということも承知している。あと、電気代がどれぐらいで買い

取ってもらえるかというのがあるが、組合はごみ処理施設であり、この事務分掌の中で動くので、そういった小売電気事業者が現れて、自営線を引いて、やるということについてはより有利な条件で話ができれば、中部電力を通したFIT制度にこだわっていない。組合にとって一番何が安定的に歳入が増えるかということに視点を置いて、今後もし売り先を考えていきたい。

(事務局長 坪内俊宣君)

→堀議員からの質問等については、この場は取りあえず意見として聞き、今後の協議内容に含めていくということで、了解してほしい。

(議長 市橋茂機君)

→了解した。この件は継続ということで、今後しっかりと議会と協議をするということを条件に附帯として承知する。

(6番 堀元君)

→組合議会に必ず御説明しながら進める。それがどういう方向でいくのか、同じ結果になるかもしれないが、組合議会へはきちっと説明しながら行う。発電した場合の売り先については、今後また一番有利なところで変わるということやっていきたい

		<p>と思う。それは当然有利なところへ売る。接続については、当地域では中部電力の系統に入れなければならないので、接続については中部電力と今後進めていく。空き容量の状況もあるので、早め早めの対応をしなければいけないと思うが、中部電力と接続を進めていくということを進めるので、理解してほしい。(事務局長 坪内俊宣君)</p>
<p>議題3 事業者選定について</p>	<p>【議題3】事業者選定について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者選定に当たっては、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、事業者選定委員会において入札説明書、落札者決定基準、要求水準書などの案について検討をした。昨年12月から毎月1回、計4回、その間、事務局と、委員とでメールでやり取りもしながら進めてきた。本日は、委員会で固めたそれらの内容、概要版の資料を作成したので、その資料に沿って説明をする。 事前に参考資料として要求水準書の案を配付しているが、入札説明書や落札者決定基準については、予定価格や、評価項目や、その配点などが掲載されていることから、本日は配らずに、今月中に事業者募集の入札公告をする際に同時にホームページなどで公表をしようと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 3番目の事業方式、2ページのところだが、DB+OとDBMの2つの方式でやるということか。 (10番 高木義道君) →従来、昨年全協ではDB+O方式ということで説明をしたが、組合職員と事業者の社員さんが一緒に働くのもなかなか難しいということが分かってきたので、粗大ごみやプラットフォームや計量業務については、メンテナンスは事業者をお願いするという方式を取るのでは、その部分ではDBM方式ということになるので、全体の施設の中で2つの方式で進めていくということである。 (事務局長 坪内俊宣君) →マテリアルリサイクルの部門について組合の職員が行うというふう

	<ul style="list-style-type: none"> ・資料3の1ページは、事業実施区域を示す図である。太枠で囲った区域である。その中に、使用不可用地がある。事業そのものに理解を得られていない地権者の土地と墓地である。今年度も理解を得られるよう交渉を継続するが、大変厳しいとの認識を持っている。あらかじめ事業者に対してはこの部分を示し、建物はもちろん、構内道路、動線などを設けないように求めていく。 ・2は施設規模である。施設規模については、1日当たりの処理能力を従来、エネルギー回収型廃棄物処理施設、いわゆる焼却の部分で197トン、マテリアルリサイクル推進施設、粗大ごみの関係で15トンとして施設の建設、運営の設計を進めていたが、昨年度末、構成2市2町でごみ処理基本計画の更新があり、それに沿って令和7年度における処理量を推計し直した結果、エネルギー回収型のほうは196トン、マテリアルリサイクルのほうは14トンと、それぞれ1トンずつ減る結果となった。この前提で全ての設計を進めている。 ・3は事業方式である。事業方式については、平成31年2月の全員協議会でDB+O方式(Design Build Operate)、設計、建設と運営を長期一括で発注する契約形態を採用したい旨を説明した 	<p>に考えたらよいか。</p> <p style="text-align: center;">(10番 高木義道君)</p> <p>→そうである。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長 坪内俊宣君)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この事業実施区域の地図が1ページにある。これで実はちょっと聞きたいのだが、この右側、堤防、上も堤防、下も堤防があるが、この堤防の右側に、国土交通省が防災拠点を作るそうである。この地点に。それで、防災拠点はこの堤防と堤防の高さ、同じ高さまで全部埋め立てるそうである。いわゆる堤防の天端と一緒にするそうである。実は2月20日に江南市の議員団10人ほど、国土交通省木曾川上流事務所に出向いて、この場所の使用方法等を聞きに行ったところ、大変な話を実は聞いてきた。ここは全部この高さまで国土交通省が埋め立てるわけだが、このごみ処理場の土地も全部ただで埋め立てると。無料で国土交通省が、5メートルぐらいの高さがあるが、全部同じ高さに埋め立てると、そういう話を聞いた。仮にそういうふうはこの高さまで埋め立てた場合は、堤防が切れて水没するとか、そういうので大変だという意見もあつたけれども、そういうことが一気に解消されるわけで
--	--	---

が、前回2月の全協でも説明したが、ほとんどのプラントメーカーからは、組合職員を受け入れるに当たっては、組合と事業者の事業範囲を完全に切り離し、リスク分担を明確にすること、指揮命令系統を完全かつ明確に分離することなどの条件が示されている。これらの課題を解決するために、焼却施設の運営は事業者任せ、マテリアルリサイクル、粗大ごみの施設やプラントフォーム、計量業務などは組合職員だけで運転することによって、それぞれの施設ごとの責任と指揮命令を明確にしていく。DBM (Design Build Maintenance) だが、それらは民間の事業者が行い、オペレーション、運転は組合職員が行う事業方式、DBM方式をマテリアルリサイクル、粗大ごみの施設などで採用する方針である。

- ・4は事業期間である。(1)の設計・建設期間は、契約締結日から令和7年3月までとし、翌4月から供用を開始していく。(2)の運営期間、エネルギー回収型廃棄物処理施設については20年間としているが、先ほど説明したように、マテリアルリサイクル、粗大ごみなどについては、10年間運転は組合が行うが、補修や消耗品などの補充のメンテナンス部分は事業者にお願いします。10年後以降については、その段階で組合労務職員、再任用職員の人数等の状

ある。それと同時に、建設コストに関しても搬路とかそういうものは一切要らなくなるわけである。国交省がそういうことをやった場合。こういうことが、実は6年も7年もさきから分かっていたようだが、こういう埋立てに対して、かさ上げに対して国交省が無料でやるという話が、我々は初めて2月20日に分かったんだが、その前に事務局、分かっていたか、どうか。情報としてあったかどうか、知っていたか。

(6番 堀元君)

→今回、江南市議会の一般質問の中でそのような話があったということを知り及んでいく。そこで一般質問の内容を聞かせてもらった。

(事務局長 坪内俊宣君)

→誠に残念な話である。同じ高さになるならば、こんなすばらしいことはない、造るにしても、何にするにしても。堤防が切れて水没するにしても、そんなことは一切心配がない。本当に残念な話。ただでやってもらえる。聞いたら、約6億円ほどかかるそうである。それを全部国交省が無料で埋め立てかさ上げさせてもらうという話を聞いた。そういうようなことで、こ

	<p>況にもよるが、運転とメンテナンスを併せて外部委託を進めていきたいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5は事業期間終了後の措置である。今回の事業者募集では、エネルギー回収型施設は20年、マテリアルリサイクルは10年の委託期間としているが、供用開始後、30年にわたって使用することができるようなしっかりとした建設と運営を求めていく。また、事業期間終了後の措置については、エネルギー回収型については運営後15年目、マテリアルリサイクル、粗大ごみが8年目から組合と、その後のことについて協議をしなければならないことを事業者に求めていく。 ・ 6は事業者の募集及び選定のスケジュールである。4月中に入札公告、10月中旬を事業提案書の受付期限とし、12月上旬に事業者ヒアリングをし、年内には落札者を決定していきたいと考えている。また、組合議会には工事契約の議案の議決をお願いしていくが、その臨時会の日程については令和3年3月下旬に臨時会をお願いし、年度内での議決をお願いしたいと考えている。その件を新たに入れた令和2年度のスケジュール、予定表を本日の全協終了後、届ける。 ・ 7は応募者についてである。建設業 	<p>ういうようないい情報があるならば、あることを知らなかっただけでは、これは本当に申し訳ないけれども、この状況では市民に対して申し訳ない。市民の税金を使ってやる以上、申し訳ないと私は思うが、各首長、この件についてどうか。感想を聞きたい。 (6番 堀元君)</p> <p>→その前に、少し事実誤認もあるかと思うので、事務局より説明をしてもらう。</p> <p>(管理者 澤田和延君)</p> <p>→一般質問で出た後、木曾川上流河川事務所の担当にも聞いたが、一般論と前置きされて、公共事業で発生する土砂を他の公共事業で有効活用することは可能だと。ただし、時期とか土量とかは状況が不確実なところがあると少し話を聞いた。今回示している要求水準書の中では、計画地盤の高さは31メートルで計画しているが、よりよい提案を妨げるものではないとしている。実際の提案は31メートルから32メートルになるのではないかと想定している。事務局も31メートルということを前々回の全協の中で組合議会に提案したのは、まずそれ以上高くすると周辺住宅への圧迫感が増すとい</p>
--	---	---

務、運營業務の実施に当たっては、組合構成市町の住民を対象とした雇用に配慮をするとともに、組合構成市町に本社、あるいは主たる支店、営業所がある事業所を積極的に活用することを事業者を求める。(1)の応募者の構成であるが、応募者は建設業務、運營業務を実施する予定の複数の企業で構成される企業グループとすること、応募者の構成メンバーは他の応募者の構成メンバーとなることができないなどとしている。(2)の地元企業については、建設事業のうち用地造成工事、敷地外に設ける雨水排水路整備工事、県道の拡幅を行う企業は、少なくとも1社は2市2町のいずれかの競争入札参加資格者名簿の土木一式工事の登載者であること、2市2町内に本店を有すること、経営事項審査結果の総合評定値が一定以上であることを求めていく。

- ・ 8は審査方式である。事業者の審査については、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会によって審査を実施していく。また、ごみ処理施設の整備・運営事業を実施する事業者には、専門的な知識やノウハウを有することが不可欠である。このため、落札者の決定に当たっては、価格点に加え、価格以外の非価格要素点によって

うことがある。環境アセスメントでもこれから評価していくことであるが、南側の最寄りの住宅から計画施設を見た場合の仰角、仰ぎ見る角度は19度、20度近くある。一般的に10度を超えると圧迫感が生じるとされていることから、さらに高くすると圧迫感が増すというところがある。周辺のこともあるので、それ以上高くするのは考えていない。2つ目として、計画地盤を35メートルまで盛土した場合、平坦部が、例えば32メートルと比較すると、中央エリアの境、東とか西とか南の境にのり面の面積がさらに必要になってくるということを試算している。単純な試算であるが、3ヘクタールのうち1割以上の平米数が手元の試算では4,000平米狭くなり、それだけ狭くなると現在でもぎりぎりのところの面積であるので、現在計画している施設をそのまま配置することは難しい、無理になると考えている。別の方法として、境をのり面ではなくて擁壁、立ち上げるような形で工作物を造って立ち上げた場合、面積は問題ないとしても、擁壁部分にかなりの工事費がかかる、大幅なコスト高にな

	<p>落札者を選定する総合評価落札方式を採用していく。選定委員会に審査、優秀提案事業者を選定していくが、最終的には組合側で、具体的には理事者会議を通して、最終落札者を決定していきたいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9 は、価格点の得点化方法である。価格評価の得点化は、最低の入札価格と当該入札価格の比率を用いる。これは例えばの話であるが、最低入札価格がA社を100とした場合、倍の200で応札したB社の得点は200分の100と、A社の2分の1とする。さらに、ダンピング受注の防止や長期にわたる施設の安定した運転を図るため、価格評価に定量化限度額を設けることとする。定量化限度額とは、過度な価格競争による品質低下を防止するため、一定価格以下の入札価格は全て同じ評価点をつけるというものである。この限度額については、予定価格の一定割合に設定し、開札時に公開するものとしている。なお、定量化限度額の設定については、予定価格と同時に金額を設定していく。 ・ 10 は提案内容の審査である。提案書に記載された内容に対し、選定委員会で議論した非価格要素の得点化基準の通り評価していく。審査項目ごとに評価の理由を明らかにした上で採点 	<p>るという認識でいる。(事務局 長 坪内俊宣君)</p> <p>→ 苦しい答弁をしているように思う、圧迫感とか、まちの真ん中に造るわけではないし、周りに家はない。川北の方が1軒あるだけで、あとはカラオケボックスがあるだけで、それも市が買い上げるところのかなり西である。取ってつけたような理由を一生懸命言っていたが、それを後でどうもいろいろ拾い上げて、コンサル等に圧迫感とかどうだかということが書いてあるということではあるが、そんなことよりも、初めからそういうことが分かっていたらこんなことは言わなくて済む。前回の高木議員だったか、水没した場合に困るのではないかと話していた。それと一緒に、スーパー堤防になるから。そういうことを言っている。今後いろいろ進めていく上においてそういう情報不足、今の電気の話も一緒だが、情報不足をしっかりとカバーして進めていかないと、後で禍根を残す。市民から貴重な税金を使ってやるのだから、それをきちっと納得のいく説明ができるような対応をしてほしいというふうに私は思</p>
--	--	---

	<p>し、選定委員会の審査を経て非価格要素の点数を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11は、技術評価の評価段階方法である。要求水準を上回る提案に対して得点を付与する場合の主な評価段階として、5段階評価を採用していく。評価段階数が少ないと、判定しやすいものの、入札参加者間の得点差がつきにくいと考えられる一方、評価段階が多過ぎると判定が困難になるということもあるので、5段階評価を採用していく。 ・ 12は評価値の算定である。入札参加者の入札価格による点数と、選定委員会で評価した技術評価点の合計で評価値を算出していく。入札価格の点数と提案の部分の点数、両方の点数を合わせたものを評価値として使うということである。 ・ 13からは、設計・建設業務の要求水準書の内容である。ごみ処理施設整備運営事業については、設計・建設と運営までを事業者に一括して発注していくが、その発注に際しては仕様書発注とは異なり、事業者を求める性能を規定し、事業者はその仕様を提案させる性能発注を採用していく。性能発注において、組合が求める性能を事業者に示すものが要求水準書である。要求水準 	<p>う。今まさに事務局長、答弁をしていたけれども、そういうことも考え直して、よりよい施設を造るような形で安心・安全の立場から進めてほしい。今さらこれは多分無理だと思うが、こういう例があったということを知っておいてほしい。こういう例があるのだから、ただで埋立てができるのだから。そういう例があったということを知っておいてほしい。</p> <p style="text-align: right;">(6番 堀元君)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1ページの事業者選定について用地の使用不可用地があるが、前もちょっと聞いた記憶があるが、これが事業において障害にならないか。これは多分、ここまで来ているということは、もう買収不可能という見地に立ったものだと思うが、このことについて、分かることについて大体聞いていたけれど、特にこの県道側のところについて対処と現状、またこれが全体的な整備に基づいたときに何か危惧がないか、どういう認識か、分かれば教えてほしい。 <p style="text-align: right;">(5番 鈴木貢君)</p> <p>→使用不可用地、墓地も含めてこれだけある。用地については、令和元年度と2年度にわたって</p>
--	---	---

	<p>書では、仕様発注のように細部にわたって要求したい業務と要求する業務の性能のみを提示する業務の双方を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1)は、基本事項である。施設規模、稼働時間、処理方式などを示している。 ・ (2)は設計・建設範囲、(3)は立地条件である。搬入は、県道浅井犬山線からとする。排水について、生活排水は合併処理浄化槽で排水し、放流するが、プラント内で発生するものについてはクローズドシステムとし、無放流とする。また、1,800立米以上の雨水調整池の設置も求めていく。 ・ (4)は試運転及び運転指導で、これらに必要な費用については事業者の負担としていく。(5)は各施設の諸室などを示している。 ・ (6)は災害対策である。震度5強から6弱に相当するものだが、250ガルという揺れを感知した場合は炉を自動、安全に停止させる。(7)は設計や施工に対する保証期間で、契約不適合責任を事業者がこの年数、期間で求めていく。 ・ 14からは、運営・維持管理業務の要求水準書の内容である。(1)は運営事業者の業務範囲であるが、要求水準書では 	<p>取得していく計画は変わっていない。こちらの方々にも引き続き交渉を継続していく。先ほど一番最初に説明したが、現実にはなかなか難しく、建設のスケジュールも迫ってくる。ということから、ここは一旦建物を造らないとか、道路にしないとかいう形で設計をしてもらえという見込みが立ったので、今回、公告をできるようになった。決してここが不要な土地だとか、そういうことではない。これも含めて必要な土地だと考えているが、暫定的にここは除いた形で事業者には図面を描いてもらう、提案をしてもらうということである。先ほどの繰り返しになるが、交渉は大変厳しいという認識である。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長 坪内俊宣君)</p> <p>→今説明された状況、分かったが、当初、事業者にはこういうことだということ design してもらうということだったと思うが、やはりこの機能が失われないように、こういう部分を最大限早めに、もし買収できるものであればしてもらい、最大限土地が有効活用できるような方法も、やはりここが後であったばかりにとということのないよう</p>
--	--	---

	<p>組合の業務範囲を規定し、それ以外の施設に関する業務とするとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (2)は運営期間、(3)は業務終了時の主な引渡し条件である。(4)は計画・マニュアル等で、事業継続計画（BCP）をはじめ、長寿命化計画などの策定を事業者に求めていく。 	<p>に、その部分だけひとつ配慮してもらいたいと思う。</p> <p style="text-align: right;">（5番 鈴木貢君）</p>
<p>その他事項</p>	<p>【その他事項】</p> <p>皆から意見があれば聞きたい。</p> <p style="text-align: right;">（議長 市橋茂機君）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6日にこの分厚い2冊の資料をもらったが、皆もらわれたと思うが、6日に持ってこられて今日、8日である。2日間でこの資料を皆読めたのか。せめて半月ぐらい前にもらうならいい、事務局長。2日前にこれをもって、私の能力では読めない。今後、そういうことは改善してほしい。 <p style="text-align: right;">（6番 堀元君）</p> <p>→今回は直前に、ボリュームが多いということで事前配付した。言われるとおりである。量の多いものについてはできるだけ早く見せて、事前に目を通してもらった上で会議を開きたいと思う。（事務局長 坪内俊宣君）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年7月に開催している全員協議会の中で行政視察の方向性について諮っているが、その際に、事務局から諮るということであるが、視察先の案を2案ほど提出しているので、今年度についても7月ま

		<p>でに事務局のほうで案を練り、7月に見せたいと思っているので、了解をお願いします。</p> <p>(事務局長 坪内俊宣君)</p>
--	--	---

(午前11時02分 閉会)